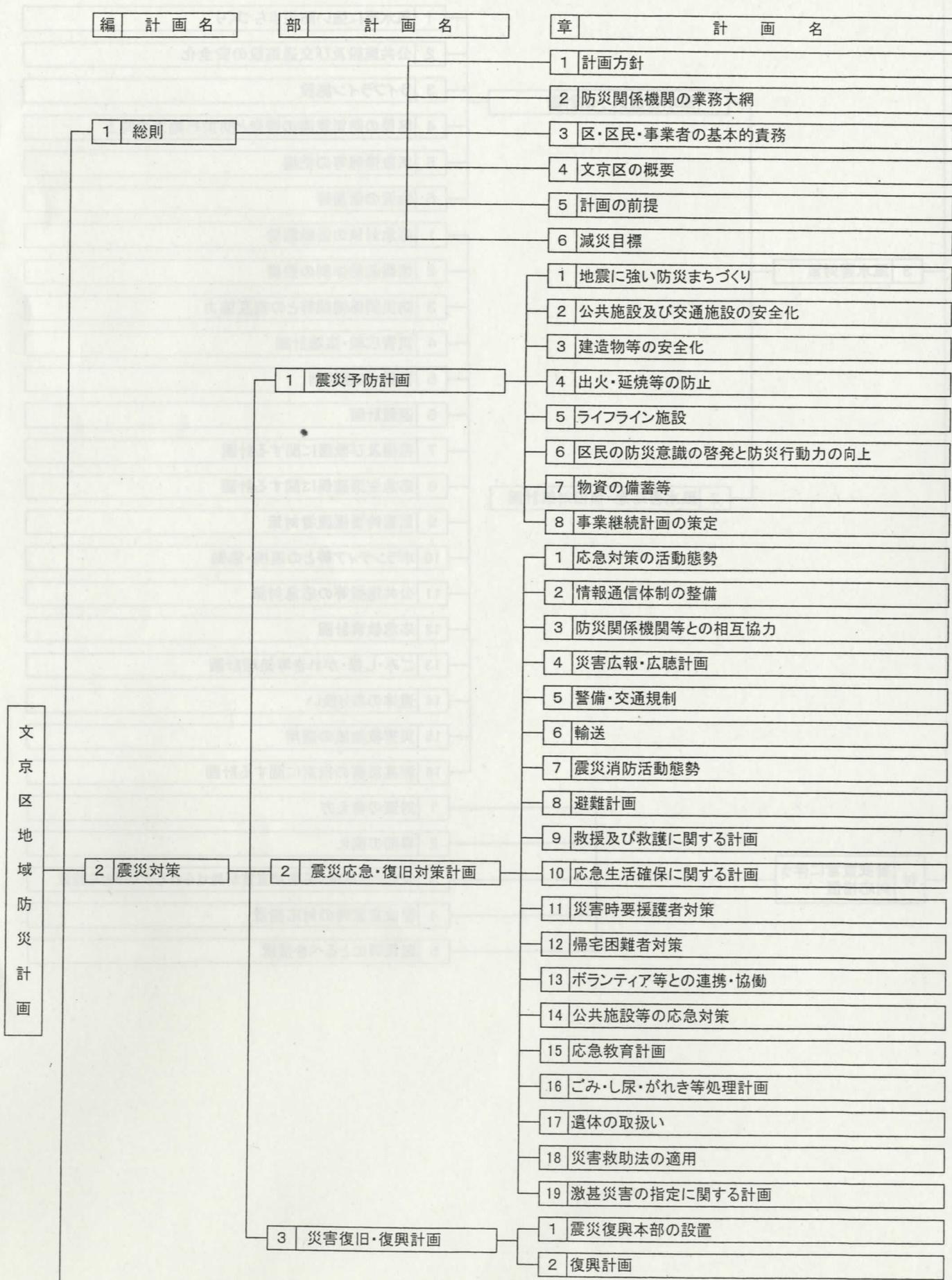


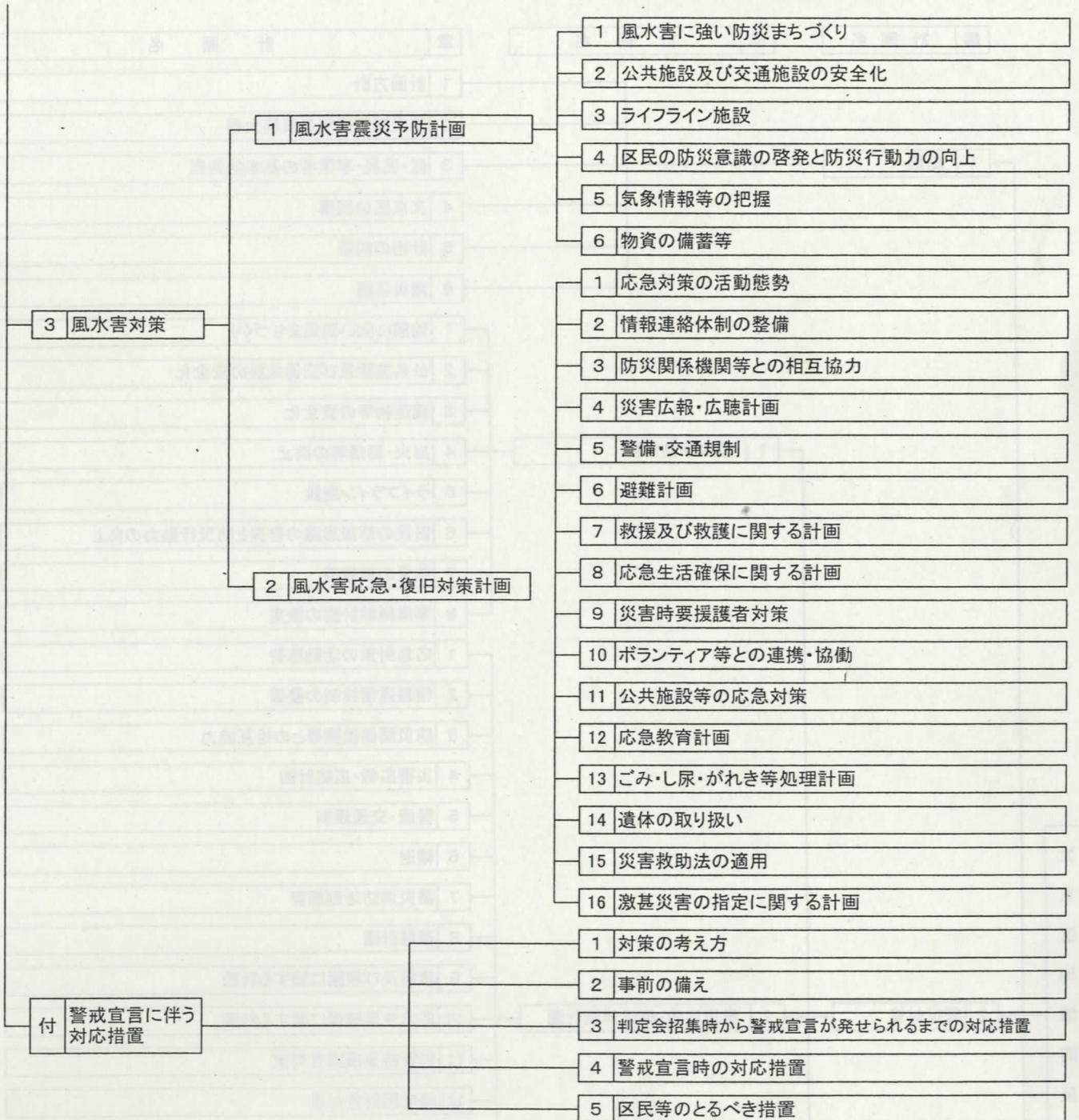
文京区地域防災計画

(平成19年度修正)

文京区防災会議

計画の体系





第11章 災害時要援護者対策（区・都福祉保健局・消防署）

第1節 災害時要援護者の安全確保

第1 活動方針

災害発生時において、区民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所へ避難するなど、適切な防災行動をとることが重要である。

しかし、災害発生時に自らの身を守ることや避難することが困難で、支援を必要とする方(寝たきりや一人暮らしの高齢者、身体障害者、知的発達障害者、精神障害者などの災害時要援護者)にとって、適切な防災行動をとることは必ずしも容易なことではないことから、災害時における災害時要援護者の安否確認手段を確保するとともに、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図る。

第2 活動内容

災害時において、区は、別途作成する「災害時要援護者支援マニュアル」に基づき、区民防災組織、民生・児童委員、警察署、消防署、防災関係機関、福祉ボランティア等の協力を得て、災害時要援護者のために必要な情報の一元的収集把握に努めるとともに、災害時要援護者に対応する災害時要援護者対策部門を設置し、支援サービス等必要な対策及び調整を行うものとする。

第3 事業計画

1 災害時要援護者登録名簿の整備・配付

(1) 災害時要援護者登録名簿の整備

区は、平常時から登録希望者を対象とした災害時要援護者登録名簿を整備し、災害時に備える。

(2) 災害時要援護者名簿の配付

区は、作成した災害時要援護者登録名簿を、あらかじめ登録者を管轄する警察署、消防署、区民防災組織、民生・児童委員へ提供する。

(3) 個人情報の保護

災害時要援護者のプライバシーに十分配慮し、名簿提供先と、個人情報の保護について誓約書を交わすこととする。

2 防災知識の普及・啓発

(1) 災害時要援護者支援マニュアルの作成と配付

区は、災害発生時、区民防災組織、民生・児童委員、警察署、消防署等が、災害時要援護者の安否確認等を円滑に実施するため、今後新たに災害時要援護者支援マニュアルの作成及び配付を行う。

(2) 防災訓練の充実

総合防災訓練などの実施に当たっては、区民防災組織等を中心とした地域との協力連携による災害時要援護者救助訓練を実施し、防災行動力の向上に努める。

3 社会福祉施設等の防災対策

(1) 社会福祉施設等入所者の迅速な避難のためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、特別養護老人ホーム文京大塚みどりの郷（文京大塚高齢者在宅サービスセンターを含む）、同文京くすのきの郷（文京くすのき高齢者在宅サービスセンター及びシルバーピアおおつかを含む）、同文京白山の郷（文京白山高齢者在宅サービスセンターを含む）同文京千駄木の郷（文京千駄木高齢者在宅サービスセンターを含む）、ゆしまの郷において、地元町会との災害応援協力協定の締結を推進し、災害が発生した場合の協力体制の整備を図る。

(2) 食料等備蓄物資の充実

1) 区立及び私立保育所

保育所に乳幼児を預けている保護者は、災害時には速やかに園児を引き取りにくることが原則となっているが、交通機関や道路状況の混乱等により引き取りが遅れることも想定されるため、保護者が迎えにくるまでの間の食料等を備蓄する。

2) 福祉センター

福祉センターは心身障害者等の通所施設であり、一般交通機関を利用することが困難な肢体不自由者等については車椅子用昇降装置のついたマイクロバスで送迎をしている。災害時において、交通機関や道路状況の混乱により家族の引き取りが遅れる場合を想定し、家族が迎えにくるまでの間の食料等を備蓄する。

4 災害時における対策

災害時において、火災の同時多発や交通機関の混乱等により、応急対策活動は著しく困難な場合や制約を伴うことが予想される。

このため、生活環境、医療や介護など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

(1) 災害時要援護者の情報の収集把握の体制

災害発生時、区は、区民防災組織、民生・児童委員、防災関係機関、福祉ボランティア等の協力を得て、災害時要援護者登録名簿を元に、災害時要援護者の安否確認、福祉需要等への対応のために必要な情報を一元管理できる体制の整備を図る。区は、収集した情報を、必要に応じて警察署・消防署へ提供し、安否確認、救助・救出活動等を依頼する。

(2) 安否確認や介護等の体制整備

1) 在宅の要支援・要介護認定者については、介護支援専門員（ケアマネージャー）が、居宅における利用者の日常生活を総合的に支援する業務を行っていることから、被災後の安否及び生活状況の確認、新たに必要となった介護サービスの手配等を地域包括支援センター及び区所管部署と協力して担うものである。その実現のために、文京区介護サービス事業者連絡協議会で具体的なマニュアルを作成し、事業所毎に体制整備を図るものとする。

2) 文京区心身障害福祉団体連合会に対して、災害時要援護者における会員同士の安否確認方法等を平常時より組織的に検討するよう要請する。

3) 福祉ボランティア（手話通訳者、介護ヘルパー、点訳・要約筆記者、ガイドヘルパー等）の確保

- ① 平常時から、社会福祉協議会と協力して、区内の福祉関係ボランティアグループとの間での災害時における福祉活動について検討を行う。
- ② 平常時から福祉ボランティアを確保するため、社会福祉協議会と協力して、区民、学生等に呼びかけを推進する。

(3) 二次避難所（福祉避難所）の活用

被災後に、特別養護老人ホーム等の定員を超えて、一時的に要介護者を受け入れる際には、本人及び家族、介護支援専門員等の申出を受けて、区所管部署が調整を行うものとする。

5 災害時要援護者に対する地域協力体制の整備（消防署）

- (1) 災害時要援護者の安全確保については、近隣住民や区民防災組織による協力、連携の体制を平常時から確保しておくことが必要である。災害時において、周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である災害時要援護者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくり「消防のふれあいネットワーク」を推進する。

(2) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、災害時に入所者の避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。

このため、施設と周辺地域の事業所、町会、自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進、各施設の自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実指導に努める。

第4 文京区防災会議委員名簿

平成20年3月現在

No.	所 属
1	区長
2	副区長
3	教育長
4	企画政策部長
5	総務部長
6	区民部長
7	福祉部長
8	保健衛生部長
9	都市計画部長
10	土木部長
11	資源環境部長
12	施設管理部長
13	会計管理者
14	教育推進部長
15	建設局第六建設事務所長
16	交通局日比谷駅務区長
17	水道局文京営業所長
18	下水道局北部第一管理事務所長
19	警視庁第五方面本部長
20	警視庁富坂警察署長
21	警視庁大塚警察署長
22	警視庁本富士警察署長
23	警視庁駒込警察署長
24	東京消防庁第五消防方面本部長
25	東京消防庁小石川消防署長

No.	所 属
26	東京消防庁本郷消防署長
27	小石川消防団長
28	本郷消防団長
29	陸上自衛隊第一師団の隊員
30	東京国道工事事務所万世橋出張所長
31	株式会社NTT東日本一東京東施設部長
32	東京電力株式会社東京支店大塚支社長
33	東京ガス株式会社東部支店長
34	首都高速道路株式会社西東京管理局担当部長
35	東京地下鉄株式会社後樂園駅務区長
36	文京区議会議長
37	文京区議会総務区民委員会委員長
38	文京区議会防災・安全安心まちづくり調査特別委員会委員長
39	文京区町会連合会会長
40	小石川医師会会長
41	文京区医師会会長
42	小石川歯科医師会会長
43	文京区歯科医師会会長
44	文京区薬剤師会会長
45	郵便事業株式会社小石川支店長
46	郵便事業株式会社本郷支店長